

日本看護管理学会学術集会
指定インフォメーションエキステンジ
2019/08/24



地域包括ケアの深化に貢献する看護 ～看護小規模多機能型居宅介護サービス事業～

一般財団法人 脳神経疾患研究所

看護小規模多機能型居宅介護事業所 基準該当サービス事業所
在宅看護センター結の学校

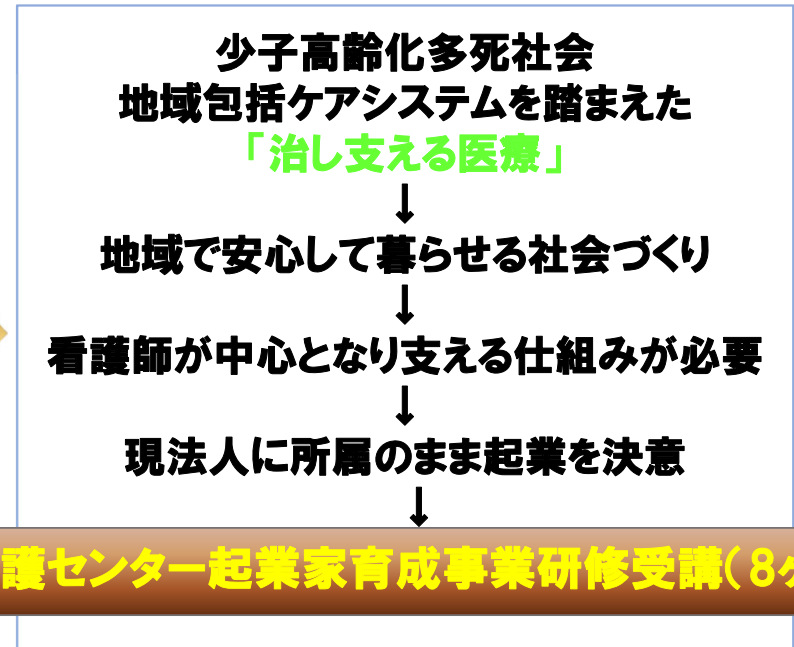
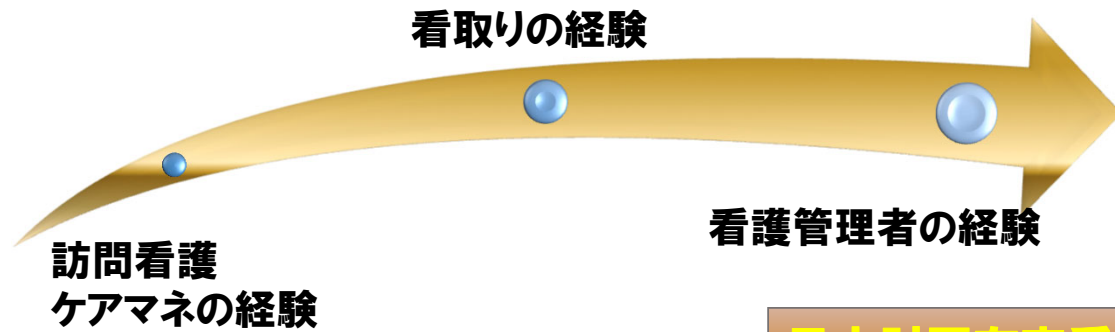
南東北福島訪問看護ステーション結

在宅プランセンター結

所長 沼崎美津子

日本財団在宅看護センター起業家育成事業一期生

背景



日本財団在宅看護センター起業家育成事業研修受講(8ヶ月間)

訪問看護ステーション拡大事業

点～面で支える看護

“地域密着型サービス” 在宅生活全般の支援

看護小規模多機能型居宅介護事業

地域共生
社会

医療
ニーズ

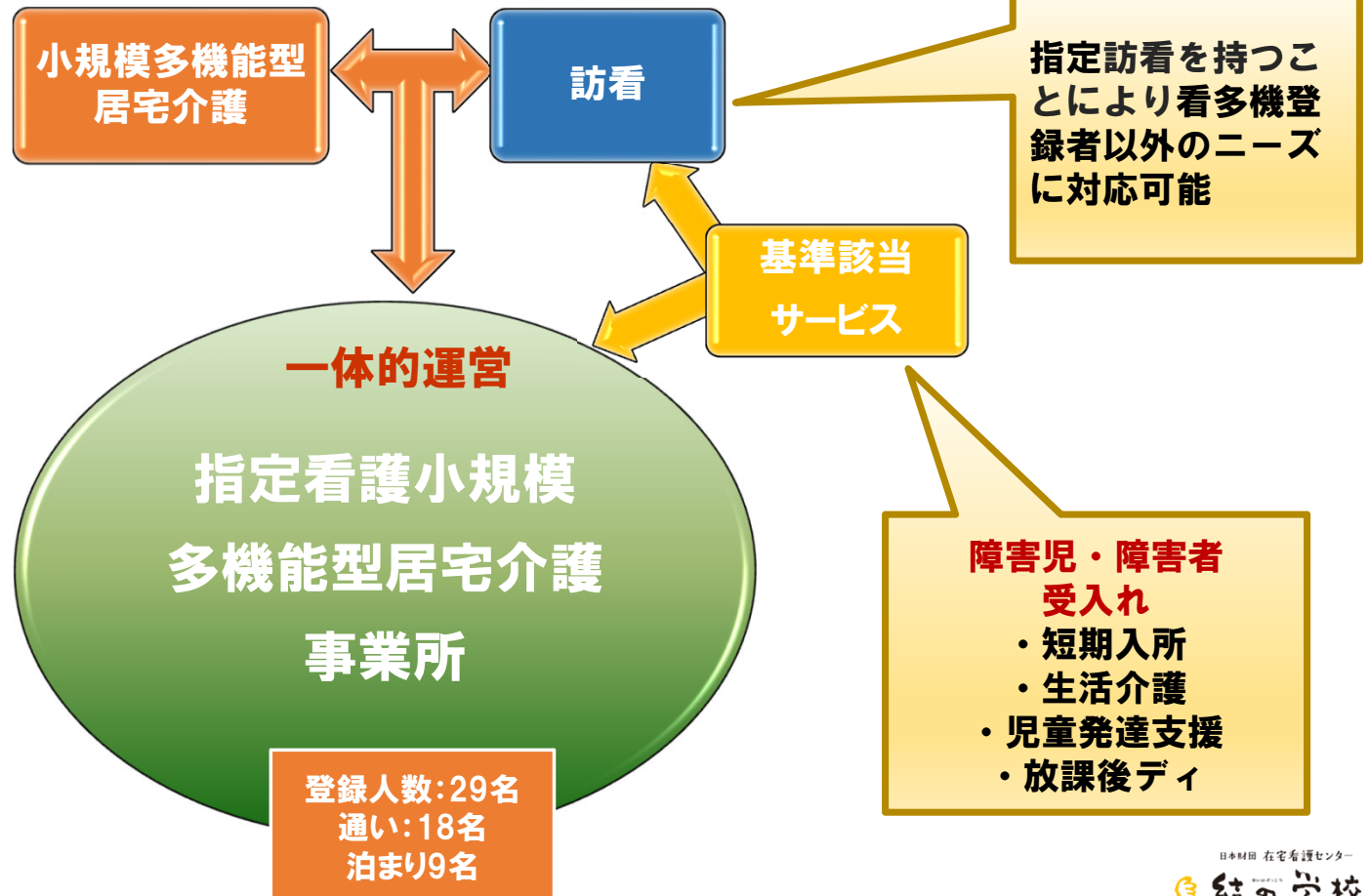
社会的
孤立

シームレス
な支援

看護小規模多機能型居宅介護事業の概要

「複合型サービス」が平成24年制度化
27年度の介護報酬改定で「看護小規模多機能型居宅介護事業」に改称

- ・病態変動時
 - ・家族の介護疲れ
 - ・医療施設から在宅移行の一時的な受け皿
- ↓
- 医療ニーズの高い人々に
“24時間365日”
在宅療養支援
- ↓
- 小規模多機能型居宅介護と
訪看の一体的運営**
訪問看護・訪問介護
通所・宿泊・相談
- ↓
- 多様な機能を備えた
サービス



運営体制

一般財団法人脳神経疾患研究所

⊕ 看護小規模多機能型居宅介護事業

⊕ 基準該当サービス事業

在宅看護センター結の学校



⊕ 訪問看護ステーション事業

南東北福島訪問看護ステーション結



⊕ 居宅介護支援事業

在宅プランセンター結

一体的運営

日本財団 在宅看護センター

ゆいのがっこう 結の学校



南東北福島
訪問看護
ステーション



在宅プランセンター 結

日本財団 在宅看護センター
結の学校

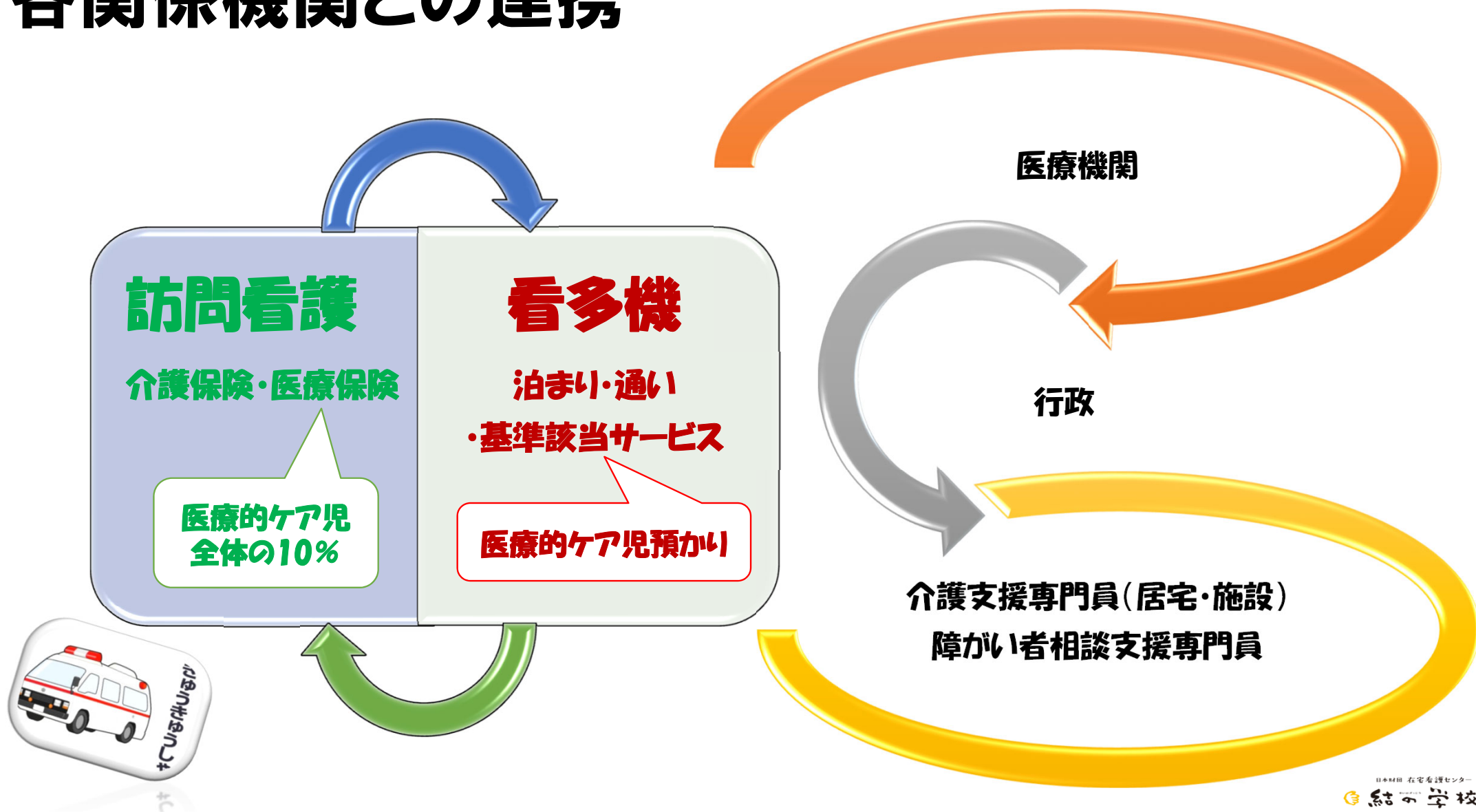
《理念》

人々の**命**と**暮らし**のために

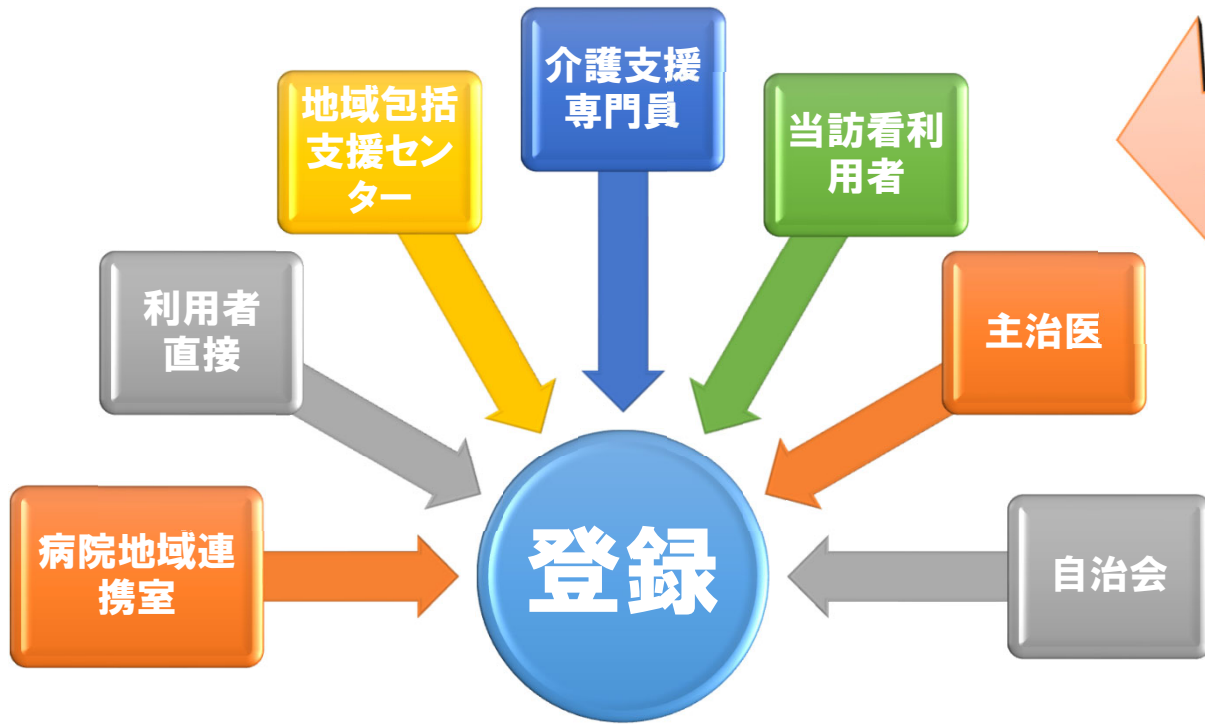
《方針》

- 生きる楽しみと希望を、地域住民の方々とともに実現します
- いつもの暮らしを、その人らしく最後まで支えます
- 必要なときに、必要なケアを提供します

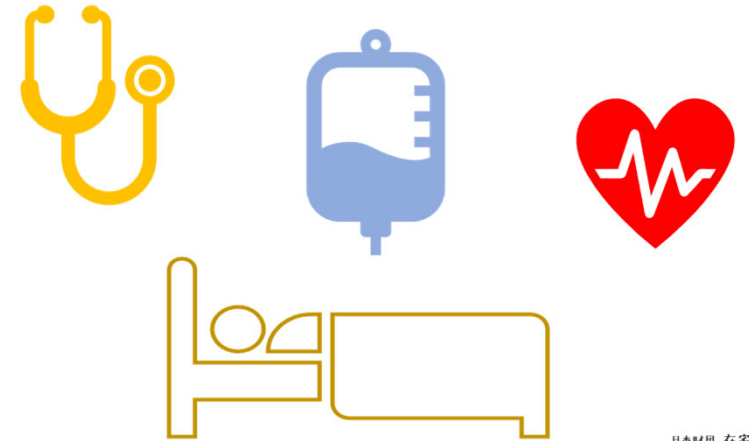
各関係機関との連携



看多機登録者の依頼



治療終了後あるいは
医療施設で積極的治療を
受けられないが
医療ニーズの高い方々

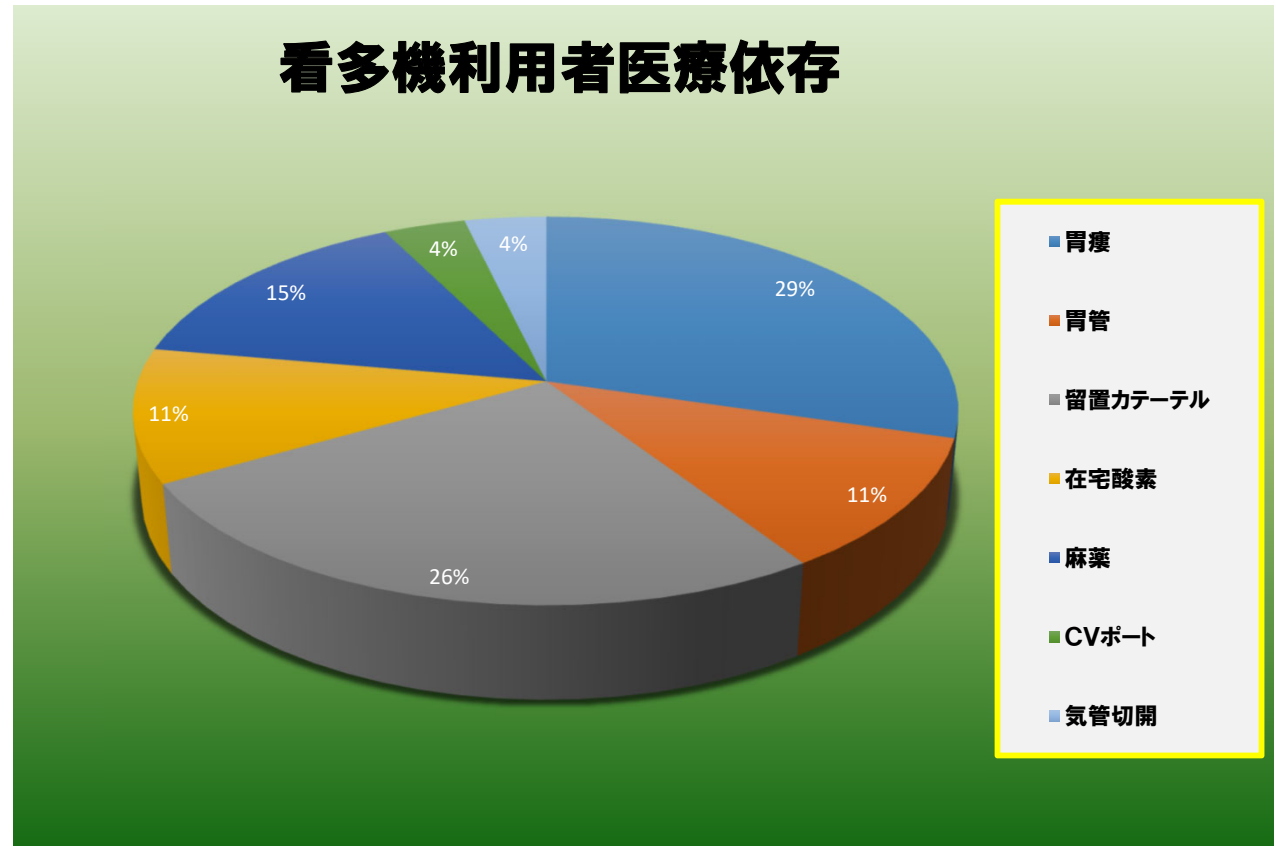


看多機登録者の実態

H31.3 現在

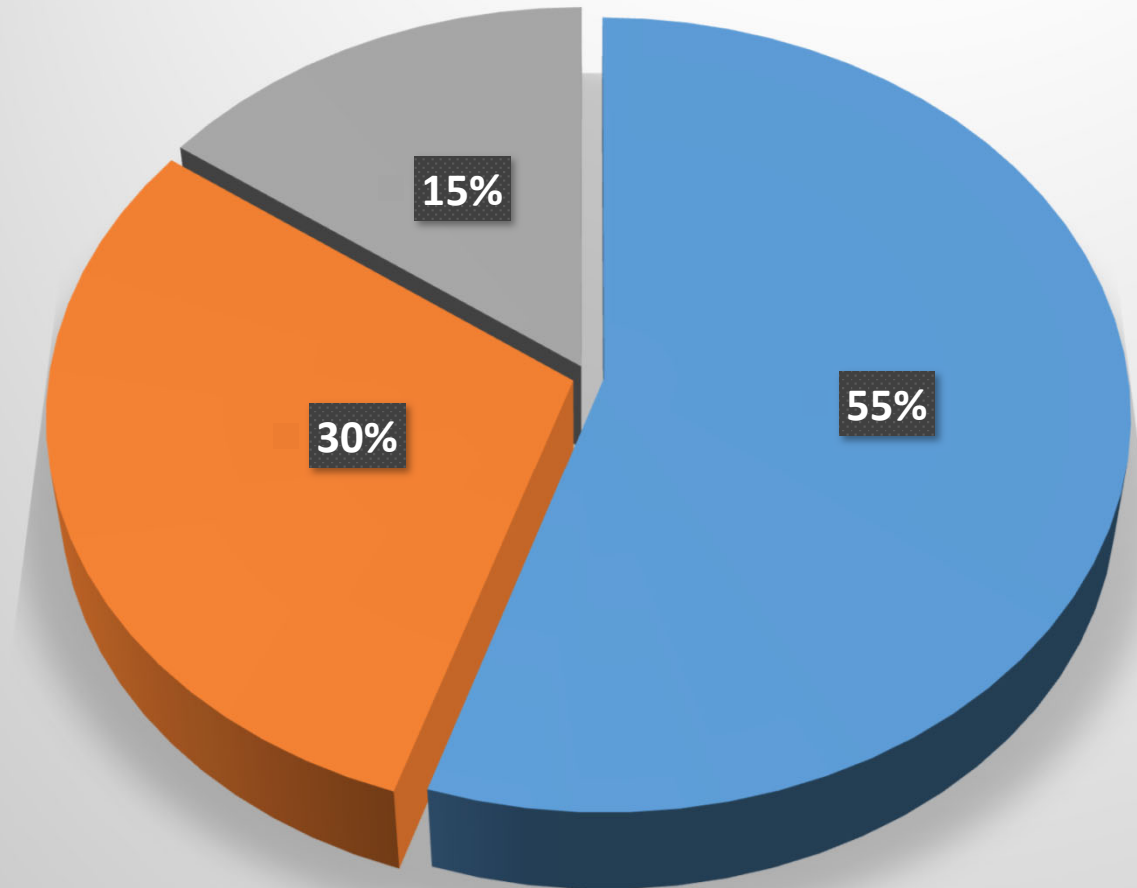
看多機登録者 平均要介護度		4.2
延人数 月	通い	364
	泊り	215
	訪問看護	136
	訪問介護	108
	短期利用	4

看多機利用者医療依存



病態別看取り割合

H28.4~H31.3
終末期件数=40件/81件n

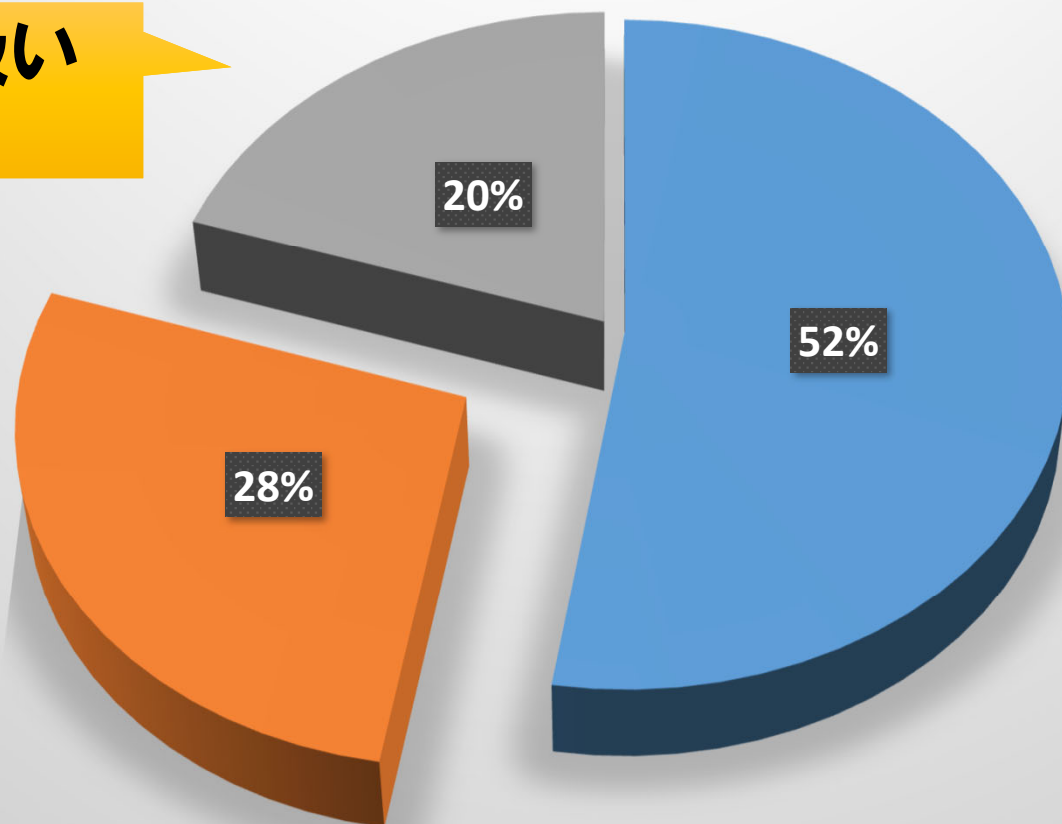


- 癌末期
- 自然死(老衰)
- その他(病状悪化)

看取り場所

H28.4~H31.3
終末期件数 = 40件 / 81件n

在宅看取り扱い
(72%)



- 自宅(在宅)
- 病院
- 看多機

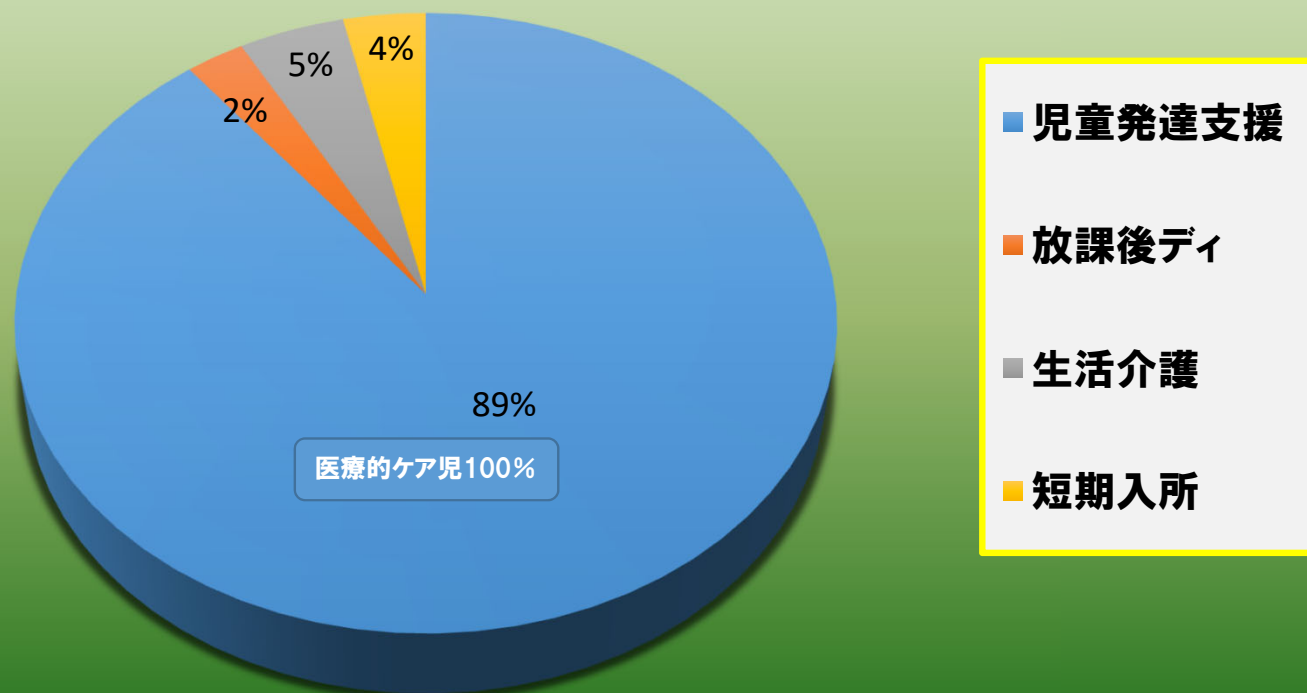
障がい児・障がい者の受け入れ

基準該当サービスの指定を受ける
(看多機の登録定員内)

	サービス名	サービス内容
障害者総合支援法	短期入所 (ショートステイ) 者 児	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行う。 【対象者】 <ul style="list-style-type: none"> (1)障害程度区分 = 1以上 (2)障害時の障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分 = 1以上に該当する障害児
	生活介護 (ディサービス) 者	<ul style="list-style-type: none"> ・通常介護を要する人に、主として昼間、入浴、排せつ及び食事等の介護、相談、助言その他の日常生活上の支援、創作的活動の機会の提供、その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。 【対象者】 <ul style="list-style-type: none"> (1)障害程度区分 = 3以上 (2)年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分 = 2以上
児童福祉法	児童発達支援 児	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。
	放課後等ディサービス 児	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行う。 【対象者】 学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害のある児童

基準該当利用者の実態(H.29.8～H31.3)

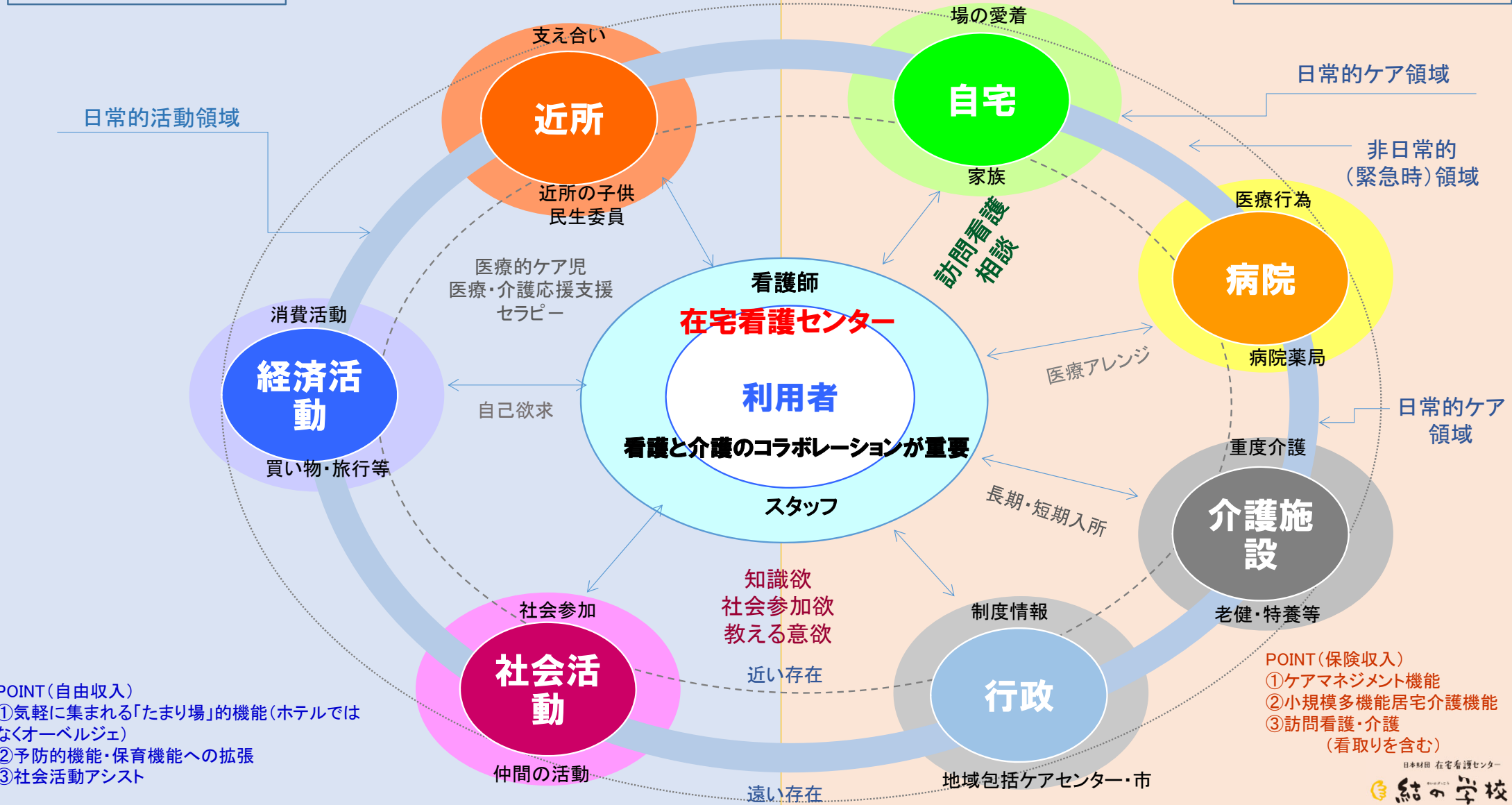
基準該当利用者割合



在宅看護センター結の学校の役割と展望

自由領域

制度的領域



地域看護の役割(地域社会に参入)

- **どんな場面でも、地域**の中で、「その人がいつものくらしを最期まで安心して生きられること」への支えを行う。
- **疾患や障がい**を持った方々も**生活者**であるということを踏まえ、日常生活の視点から専門的に関わる。
- 地域住民の**健康**の質低下を予防する啓発を行う。
- 入退院支援や退院調整機能を医師・看護師・介護職・他職種(異職種含む)と連携を取りながら地域社会を、**産まれる前から～高齢者～グリーフケア**まで一緒に支える仕組みを作っていく。

地域共生社会の構築に積極的関与

看多機の課題

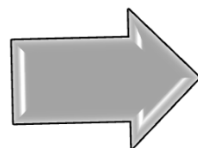
- 看多機の制度は、医療・福祉に携わっていても理解しにくい。
- 障がい児～障がい者～高齢者の受け入れに対するスタッフのマンパワー不足。
- 医療ニーズの高い利用者を受け入れるためのジェネラリスト看護職・その他専門職の配置整備。（PT・OT・ST・管理栄養士の施設基準がない）
- 介護職員が、利用者受入れに協力できる資質が必要。
- 重症度が高い利用者の個別送迎に対するストレス。
- 障がい児～高齢者の受け入れ看多機モデルが少ないため、制度・法律の壁に悩む。
- 行政・医療機関・福祉事業所との調整が難しく、対応が後手になる。

まとめ

看多機
勤務者



訪問看
護師



本人と家族の意思
(アドバンス・ケア・プランニング)
を踏まえた繊細なケアが可能
…生活者としてどう生ききるか…

看多機拠点の体制整備が重要
(地域住民への啓発)